

厚生労働省「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」

平成21年3月16日(月曜日) 第1499号

週刊 保健衛生ニュース

第三種郵便物認可



検討会の最終会合

受動喫煙防止対策検討会、報告書案で合意

公共の場は原則「全面禁煙」に

厚生労働省の「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」(座長＝久道茂宮城県対がん協会会長)は3月4日の最終会合で、受動喫煙防止対策の方向性を示す報告書案について、多数の者が利用する公共的な空間は「原則として全面禁煙であるべきである」と明記することで合意した。報

告書は内容の調整と文言修正を経て、年度末を目途に公表される見通しで、厚労省は報告書を踏まえ、来年度早々に受動喫煙防止対策を定めた健康局長通知(平成15年)を改正する。

19年のWHOたばこ規制枠組条約締約国会議では、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択された。こうした国際的な潮流も踏まえ、条約締約国であるわが国では、受動喫煙防止対策を一層推進し、実効性の向上を図ることが求められている。

同検討会は昨年3月の初会合から1年に及ぶ議論で、わが国の受動喫煙防止対策の現状を把握し、今後の対策の方向性を示した。東京・霞が関の法曹会館で開かれた最終会

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書(概要)

- 基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、**原則として全面禁煙**であるべき。
医療機関、保健センター等の健康維持・増進施設、官公庁、公共交通機関等
子供が利用する学校、医療機関などの施設、屋外の通学路、公園、遊園地
- 社会情勢の変化に応じて暫定的に**喫煙可能区域**を確保することもとり得る方策の一つ。
喫煙可能区域に未成年、妊婦が立ち入らない措置、従業員を健康被害から守る対策
- 受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響についてエビデンスに基づく正しい情報を発信し、受動喫煙防止対策が国民から求められる気運を高めていくことが重要。
- 喫煙者は自分のたばこの煙が周囲の者を曝露していることを認識することが必要。

(厚生労働省 2009年3月24日発表)

受動喫煙防止対策の推進に合わせて実施するべき対策

- 受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響
- 諸外国の取り組み情報
- 禁煙を促す情報
禁煙希望者が安く楽に禁煙する方法等

[今後の課題]

屋外の公共空間での対策

職場の対策

たばこ価格・たばこ税の引き上げ

電話による無料の禁煙相談

社会全体としての気運の醸成